

## 第6章 赤土等流出の防止

赤土等の流出は、河川や海域の生態系に悪影響を及ぼしているばかりではなく、観光産業や水産業にも影響を与えています。復帰後の大規模な公共工事、リゾート開発等による赤土等の流出は大きな社会問題となり、県は平成6年に沖縄県赤土等流出防止条例を制定しました。また、海域を良好な状態に再生し、次の世代に引き継ぐためにはより一層、赤土等の流出量を削減する必要がありますことから、県は平成25年9月に「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」、平成27年3月には「沖縄県赤土等流出防止対策行動計画」を策定しました。その結果、平成28年度の赤土等の流出量は平成5年度の約5割まで削減されました。さらに、赤土等流出に関する対策検討のために各種調査を実施しています。

### 第1節 赤土等流出の現状【環境保全課】

沖縄県内に分布する土壌は、大きく国頭マージ、島尻マージ、ジャーガル、沖積土壌に分けられます。

自然条件下で植物被覆があると土壌は侵食されず、赤土等の流出はほとんど発生しません。しかし、自然災害や人為的な行為により植物被覆が取り除かれて裸地が出現すると、降雨によって土壌侵食が発生し、河川・海域に赤土等が流出するようになります。

特に「赤土」と呼ばれる国頭マージは、流出しやすい土壌の特性を持つことや比較的急峻な地域に分布することから流出量が多く、また、ジャーガルやその母岩であるクチャも国頭マージと同等以上の高濃度で流出することが確認されています。

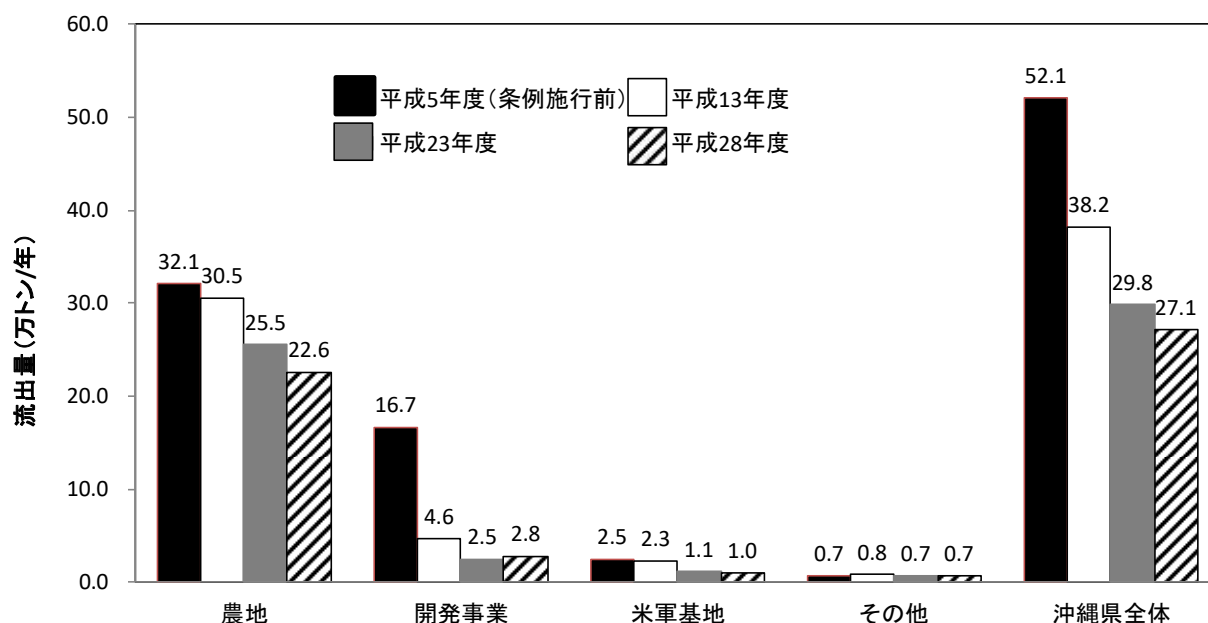


図6-1-1 赤土等流出量の推移

**第2節 赤土等流出防止対策【環境保全課】****1 沖縄県赤土等流出防止条例に基づく規制**

県では、事業現場の規制や土地の適正な管理を促進することにより赤土等（れき・砂分を除くすべての土壌）の流出を抑制し、自然環境の保全を図ることを目的として、平成6年に「沖縄県赤土等流出防止条例」を制定しました（平成7年施行）。

同条例では、1,000 m<sup>3</sup>以上の事業行為を行う場合には、流出防止対策の内容などについて、事前に届出（民間事業）もしくは通知（公共事業）を行うよう定めています。

また、工事を行う際の赤土等流出防止のために、『発生源対策（濁水が発生する状況をできるだけ少なくする）』、『流出濁水対策（濁水の流れをコントロールする）』、『濁水最終処理対策（濁水を貯留・処理する）』の3つの対策を効果的に組み合わせて、濁水を条例で定める排出基準値（SS:200mg/L）以下で排出することを義務付けています。

**(1) 条例に基づく届出・通知の状況**

令和2年度の届出・通知件数は1,307件で、その内訳は届出が431件（33.0%）、通知が876件（67.0%）となっています。

**(2) 条例に基づく監視状況**

令和2年度において環境保全課及び各保健所が監視を実施した現場数は254か所で、うち170件について、指導を行っています。

表6-2-1 条例に基づく届出・通知状況（令和2年度）

赤土条例関連事業の届出・通知状況

（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

1. 届出・通知の分類

種類	分類		件数		割合(%)	
届出	民間事業		431		33.0	
通知	国	総合事務局開発建設部関係事業	109	240	18.4	67.0
		〃 農林水産部関係事業	27			
		沖縄防衛局関係事業	95			
		公社等	9			
	県	沖縄県土木建築部関係事業	202	379	29.0	
		〃 農林水産部関係事業	88			
		〃 その他部局関係事業	89			
		公社等	0			
	市町村	市町村関係事業	257	257	19.7	
		組合等	0			
合計			1,307	100.0		

2. 事業種別分類

事業種	件数	割合(%)
道路改良工事関係	229	17.5
農地造成工事関係	119	9.1
農道工事関係	12	0.9
宅地造成工事関係	84	6.4
施設用地造成関係	392	30.0
ダム工事関係	0	0.0
地下ダム関係	1	0.1
砂防ダム関係	0	0.0
林道工事関係	0	0.0
ゴルフ場造成	0	0.0
護岸工事関係	22	1.7
河川工事関係	23	1.8
草地造成関係	3	0.2
パイプライン	20	1.5
排水路工事関係	22	1.7
砂利採取関係	19	1.5
磁気探査	75	5.7
その他	286	21.9
計	1,307	100.0

3. 保健所別分類

保健所名	件数	割合(%)
北部保健所	240	18.4
中部 〃	317	24.3
南部 〃	449	34.4
宮古 〃	170	13
八重山 〃	131	10
計	1,307	100.0

4. 規模別分類

規模	件数	割合(%)
10000㎡未満	1049	80.3
10000㎡以上	258	19.7
計	1,307	100.0

5. 米軍基地区域分類

地区	件数	割合(%)
基地内	49	3.7
基地外	1,258	96.3
計	1,307	100.0

注: 端数処理のため、割合の合計が合わない場合がある。

表 6-2-2 条例に基づく監視状況（事業行為等に対する届出（通知）、監視・指導件数について）

## 令和2年度 届出・通知件数、監視現場件数、指導件数

種類	分類	届出・通知 の件数①	監視 現場数②	届出・通知に 対する監視割合 ②/①	のべ 監視回数③	指導件数④	届出・通知に 対する指導割合 ④/①	監視現場数に 対する指導割合 ④/②
届出	民間事業	431	107	25%	187	84	19%	79%
通知	国等	240	11	5%	26	6	3%	55%
	県等	379	47	12%	55	23	6%	49%
	市町村等	257	28	11%	42	20	8%	71%
その他の 流出源	既存農地等		3		4	2		67%
	河川・海域等		1		2	0		0%
	その他		57		78	35		61%
合計		1,307	254		394	170		

## 2 海域における赤土堆積状況等定点観測調査の実施

赤土等流出防止条例施行後の海域における赤土等の堆積状況及びサンゴ等を経年的に把握することを目的として、平成7年度より沖縄島周辺の9海域及び阿嘉島海域の計10海域、さらに平成11年度からは石垣島周辺の2海域を追加し、各海域に2～4点の定点を設置して、調査を実施しています（図6-2-1）。

## (1) 赤土等の堆積状況調査

SPSS測定法（海底や干潟の砂や泥などの底質中に含まれる赤土等の量を測定する方法）を用いて、赤土等による汚染状況を把握しています。

測定結果はランク1から8までの9つのランクに分類（ランク5は5aと5bに分類）され、ランク1から5までは自然由来でも起こりうる堆積状況、ランク6以上の場合を明らかに人為的な赤土等の流出による汚染があると判断しています（表6-2-3）。

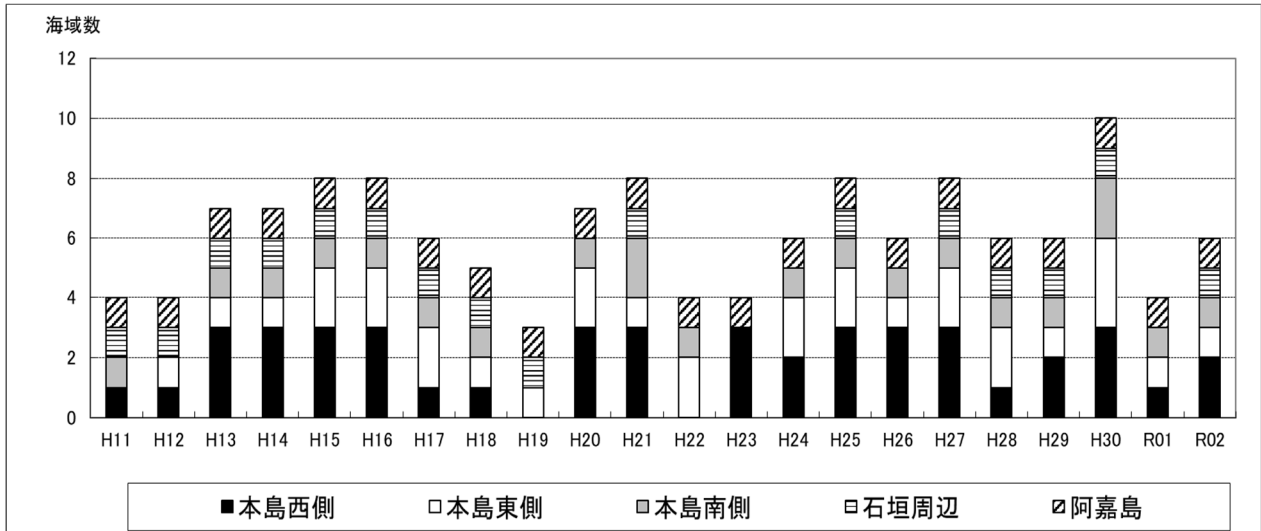
令和2年度においては、SPSS年間最大値で、全12海域中6海域（50.0%）がランク5以下と判定されています（図6-2-2）。

## (2) サンゴ調査

各海域におけるサンゴの種類と被度（生きているサンゴの割合）を調査し、赤土等流出による汚染状況の判断材料としています。

サンゴの生息被度については、大規模な白化現象が見られた平成10年度から11年度にかけて、急激に減少しました。しばらくの間、被度は低値の横ばいで推移していましたが、平成20年度以降は、回復傾向を示していました。しかし平成28年度にも大規模な白化現象が見られ、全体的に被度は減少しました。平成29年度以降、全体的に若干の回復傾向で推移しています。





年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
ランク5以下の海域数合計	4	4	7	7	8	8	6	5	3	7
総海域数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
割合(%)	33.3	33.3	58.3	58.3	66.7	66.7	50.0	41.7	25.0	58.3

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
ランク5以下の海域数合計	8	4	4	6	8	6	8	6	6	10	4	6
総海域数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
割合(%)	66.7	33.3	33.3	50.0	66.7	50.0	66.7	50.0	50.0	83.3	33.3	50.0

図 6-2-2 赤土等堆積状況調査（SPSS 年間最大値）におけるランク5以下海域数の推移

表 6-2-3 SPSS と底質・サンゴなどとの関係

SPSS (kg/m3)			底質状況、その他参考事項
下限	ランク	上限	
	1	<0.4	定量限界値以下。きわめてきれい。 白砂が広がり生物活動はあまり見られない。
0.4 ≤	2	<1	水中で砂をかき混ぜても懸濁物質の舞い上がりが確認しにくい。 白砂が広がり生物活動はあまり見られない。
1 ≤	3	<5	水中で砂をかき混ぜると懸濁物質の舞い上がりが確認できる。 生き生きとしたサンゴ礁生態系が見られる。
5 ≤	4	<10	見た目ではわからないが、水中で砂をかき混ぜると懸濁物質で海が濁る。生き 生きとしたサンゴ礁生態系が見られる。透明度良好。
10 ≤	5a	<30	注意してみると底質表層に懸濁物質の存在がわかる。 生き生きとしたサンゴ礁生態系の SPSS 上限値。
30 ≤	5b	<50	底質表層にホコリ状に懸濁物質がかぶさる。 サンゴ被度や種の構成に悪影響が出始める。
50 ≤	6	<200	一見して赤土等の堆積がわかる。底質攪拌で赤土等が色濃く懸濁。 ランク6以上は、明らかに人為的な赤土等の流出による汚染があると判断。
200 ≤	7	<400	干潟では靴底の模様がくっきり。赤土等の堆積が著しいがまだ砂を確認できる。 樹枝状ミドリイシ類の大きな群体は見られず、塊状サンゴの出現割合が増加。
400 ≤	8		立つと足がめり込む。見た目は泥そのもので砂を確認できない。 赤土汚染耐性のある塊状サンゴが砂漠のサボテンのように点在。

## 第6章 赤土等流出の防止

### 3 重点監視海域調査の実施

「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」に定められている重点監視海域（22 海域）における「環境保全目標」及び「流出削減目標量」の達成状況を確認するために、平成 24 年度より沖縄島周辺の 8 海域、久米島周辺の 2 海域、石垣島周辺の 9 海域及び西表島周辺の 3 海域の計 22 海域に 3～6 点の定点を設置して、SPSS 等調査を実施しています（図 6-2-3）。

令和 2 年度は、全 22 海域中 6 海域（27.3%）において目標が達成され、16 海域において目標が達成されていません。

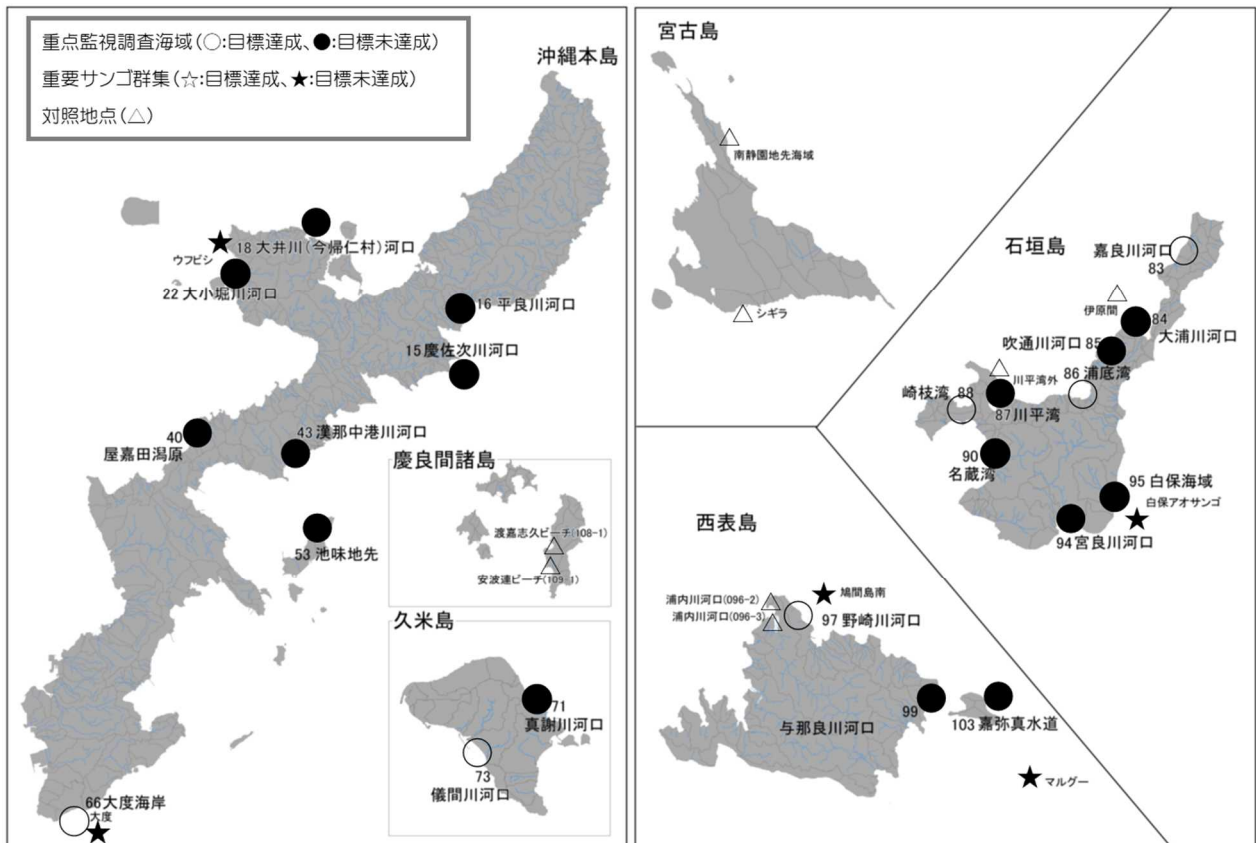


図 6-2-3 重点監視海域調査地点

## 4 赤土等流出防止交流集会の開催

赤土等の流出防止に関する事例について広く発表の場を設け、意見の交流を行うことにより、赤土等流出防止に対する意識の向上と技術の集積を図るため、年に1回、交流集會を開催しています。

表6-2-4 赤土等流出防止交流集會の開催状況（過去5年間）

年度	開催日	参加人数（人）	題名
R2	R3.1.15	58	①営農で行う赤土流出防止対策をめざして～ウッドチップトレンチと補助暗渠の組み合わせ2～ ②恩納村「サンゴの村づくり」赤土等流出防止対策
R1	9.3	100	①北海道の大規模丘陵畑における土壌流亡の実態と対策への取組み ②営農過程で行う赤土等流出防止対策をめざして～ウッドチップトレンチと補助暗渠の組み合わせ～ ③農地における赤土等流出防止技術の開発 ④線形マクロポア及び土壌表面処理剤による圃場赤土流出対策効果 ⑤赤土問題のパラダイムシフトの必要性はないか
H30	9.3	76	①農地における赤土対策沈砂池の活用について ②メカノケミカル処理を利用した赤土固化体の合成 ③農業用沈砂池・ため池に堆積した泥土のリサイクル ④赤土流出などの環境負荷の低減に向けたローカル環境認証の可能性 ⑤サンゴ礁を支える藻食系-赤土が彼らの食欲を削ぐ???- ⑥沖縄県内の農業用沈砂池における赤土等懸濁物質の凝集沈降処理法
H29	9.11	122	①農地における赤土対策沈砂池の活用について ②不耕起栽培と線状型マクロポアを用いた沖縄県石垣島における赤土等流出抑制対策 ③サブソイラー・カットソーの赤土流出防止効果について-営農で行う心土破碎の効果 ④沖縄地域の赤土等流出に係る農地から海域までの総合的環境保全・修復技術の開発 ⑤海の環境は誰が守る?-海人と始めた赤土調査と啓発活動
H28	9.5	135	①ウッドチップトレンチによる赤土等流出防止効果の検証 ②NPO法人石西礁湖サンゴ礁基金の赤土等流出防止活動の評価 ③サブソイラー・カットソーの赤土流出防止効果について-営農で行う心土破碎の効果 ④降雨形態の変化を考慮した土砂流出量評価手法の考察

## 5 赤土等流出防止講習会の開催

赤土等流出防止対策の技術及び意識の向上を図るため、県内施工業者等向けの講習会を開催しています。

表6-2-5 赤土等流出防止講習会の開催状況（過去5年間）

年度	開催日	場所	参加人数（人）
R2	10.30	中部保健所	40
R1	8.22	宮古事務所	95
H30	3.15	八重山保健所	18
	11.6	南部保健所	48
	9.4	宮古保健所	55
H29	10.26	北部合同庁舎	41
	7.21	宮古事務所	68
	6.5	中部保健所	74
H28	12.14	沖縄県庁	62
	11.18	宮古事務所	38
	11.9	八重山合同庁舎	19